

処分基準整理票

処分の内容	責任技術者の業務停止		
根拠法令及び条項	那覇市下水道条例 第20条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 那覇市下水道条例 第9条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を書面により管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。 (責任技術者の責務) 第19条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例又は管理者が定める規程に従い、排水設備の新設等の工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。 2 責任技術者は、管理者が必要と認めるときは、第9条第1項に規定する検査に立ち会わなければならない。 (責任技術者の業務停止) 第20条 管理者は、責任技術者が法令、条例又は管理者が定める規程に違反したときは、その業務を一定期間停止することができる。		
	処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。